## 明治維新の神仏分離政策

(明治大学名誉教授) 圭 室 文 雄

はじめに

題のようなテーマで話をさせて頂きます。 教員をしておりましたため僧籍はとらずにきてしまいました。 日蓮宗宗務院伊藤主任さんからご紹介頂きました圭室です。 しかし日本仏教史の研究は続けております。 私も曹洞宗の寺の生まれですが、大学を卒業して以来 本日 には表

## 江戸時代の日蓮宗寺院の地域分布

帳」・「京都妙蓮寺末寺帳」・「京都本満寺末寺帳」・「京都立本寺末寺帳」・ 都妙傳寺末寺帳」 寺末寺帳」・「京都妙顕寺末寺帳」・「洛陽本禅寺末寺帳」・「京都本能寺末寺帳」・「京都本法寺末寺帳」・「京 すとつぎの通りです。「法華宗諸寺目録」(身延山久遠寺)・「洛陽二条寺町要法寺末寺帳」・「京都本隆寺末寺 文庫に所蔵されている「諸宗寺院本末帳」の中から日蓮宗の本末帳を拾い出してみますと、いずれも寛永十年(一六 三三)一月から十二月にかけて日蓮宗の各本山寺院から幕府に提出されています。以下その表題のみ書き上げてみま まず日蓮宗寺院を全国的に見渡した場合の地域分布を検討します。江戸時代初期の史料としては国立公文書館内閣 「京都妙覚寺末寺帳」 「京都頂妙寺末寺帳」などです。 「京都本国寺末寺帳」・ 「京都妙満

かし幕府の布達から一年足らずで寺院本末帳を提出したため、

充分な調査は出来ず、

不備が多かったようです。

した。以下同じ) たとえば京都妙満寺末寺帳の巻末には次のように記されています。 (原文は漢文の白文ですが、 かな混じりに改めま

当寺の諸末寺の儀、 ねいだし、去春の帳面の末寺号に加え添え仕り、挙達いたしおわんぬ 寺中存知の通り、 去春 (寛永九年)書き立て調進せしめ候、そのご国々へ使者をもって相尋

とあり、 前年の寛永九年三月までに一応寺院本末帳を作成したが、その後全国の末寺に確かめて、 今回提出した、 ح

記しています。

京都妙覚寺末寺帳の巻末には次のように記されています。 る在住の僧、 所など私曲いたし、あまた取り散らし候ゆえ、帳・記録紛失いたし候、末寺・宿坊大形退出し候の間、 前代より末寺の記録これあるべく候といえども、このたび住持かわりの砌、 あるいは書き落とし候寺、これあるべきといえども、覚え分まずはかくのごとく候、 覚えの通り書きたて進上し候、但し右書き出し候内に、あるいは退転の寺、 歴代相傳の什物・章疎以下まで、 あるいは門派改変の 只今相残 納

٤ 末寺の内、廃寺になった寺、改派した寺、書き落とした寺などがあると記しています。なお妙覚寺末寺帳を詳細 内の様子を記しています。現在残っている僧侶の覚えを頼りに、末寺を書き上げた、としています。しかしこれ等の などと記され、寺名の記述のない寺が合計二十一か寺書き上げられています。 討してみますと、「壱ケ寺、寺号失念申し候」「右三か寺、寺号失念申し候」「くらしきに壱ケ寺、寺号失念申し候\_ 前代までの記録が残っていないこと、多くの不受不施の僧侶が寺を退出してしまったことを理由にあげて、不案

寺数のみを記しています。 行で「同国 このほか妙満寺末寺帳の上総国の項では、多くの末寺名が書き上げられていますが、その様な末寺名の間には、一 (上総国) 八十一之寺」と書かれている箇所もあります。これはいちいちの寺名が確認できなかったため

第1表 日蓮宗寺院の地域分布 (1633年現在)

地垣	1 名	末寺数	%
北海道	・東北	22	0.9
関	東	979	40.6
甲・信	・北陸	557	23.1
東	海	221	9.2
近	畿	269	11.2
中	玉	280	11.6
四	玉	20	0.8
九	州	62	2.6
合	計	2410	100

第2表 日蓮宗寺院の国別分布表

(1633年現在)

番号	国名	末寺数	番号	国名	末寺数	番号	国名	末寺数
1	松前	1	23	遠江	20	45	石見	23
2	陸奥	8	24	三河	18	46	美作	9
3	出羽	13	25	尾張	32	47	備前	35
4	常陸	12	26	美濃	14	48	備中	38
5	上野	14	27	飛騨	1	49	備後	29
6	下野	6	28	伊勢	4	50	安芸	14
7	安房	11	29	伊賀	10	51	周防	9
8	上総	452	30	近江	20	52	長門	9
9	下総	135	31	山城	80	53	阿波	3
10	武蔵	172	32	大和	10	54	讃岐	6
11	相模	177	33	河内	10	55	伊予	6
12	甲斐	238	34	和泉	23	56	土佐	5
13	信濃	16	35	攝津	103	57	豊前	10
14	越後	80	36	紀伊	11	58	豊後	7
15	佐渡	18	37	丹後	12	59	筑前	7
16	越中	19	38	丹波	18	60	肥前	7
17	能登	41	39	但馬	21	61	対馬	1
18	加賀	31	40	播磨	22	62	肥後	10
19	越前	95	41	淡路	7	63	日向	6
20	若狭	19	42	因幡	6	64	大隅	1
21	伊豆	45	43	伯耆	2	65	薩摩	13
22	駿河	77	44	出雲	38		合計	2410

参考文献『諸宗末寺帳』国立公文書館内閣文庫所蔵

す。 まずは第一表を説明します。 以上のようなことから寛永十年段階での寺院本末帳では本寺が末寺を充分に把握していたとは言いが しかし現存する寛永十年段階の史料はこれだけですので、とりあえずこの史料を分析してみたいと思います。 北は松前 (北海道) から南は薩摩 (鹿児島) にいたる地域の日蓮宗寺院の分布状況に たいと思い ま

ついて表示してみました

地方で、二六九か寺で一一・二%です。 五七か寺で、全体の約二三・一%を占めます。 につぐのが甲・信・北陸地方です。この地域には身延山久遠寺がある甲斐国をふくんでいるので、末寺数が多く、 も集中しているのは関東地方の九七九か寺です。全体の約四○・六%に及びます。 寛永十年の日蓮宗寺院本末帳によると、 所謂霊跡寺院が多く、このことから中世後期以降日蓮宗寺院が数多く成立したものと思われます。これ 所収されている寺院数は二四一○か寺です。 第三位は中国地方で、二八○か寺、約一一・六%です。第四位は 日蓮上人活躍の舞台が関東であっ 地域別にみますと、 末寺が最 近畿 Ŧi.

ど伸びていません。 線を伸ばしたところですので、 二・六%です。この地域は一向宗の西本願寺派・興正寺派が圧倒的に強いところでしたので、 八%にすぎません。 ついで少ないのは北海道・東北地方で、合わせて二二か寺、全体の約○・九%です。この地域は曹洞宗が積極的 方日蓮宗の寺院が少ない地域を見ますと、まず四国地方を挙げることが出来ます。二○か寺で、 特にこの地域は弘法大師信仰が盛んなところで、各宗派ともなかなか浸透できないところです。 日蓮宗が展開しにくかったといえます。 三番目には九州です。 日蓮宗の教線はそれほ 全体で六二か寺で、 全体の約○・ に教 約

次に第二表でもう少し詳しく国単位で日蓮宗寺院の様子をみてみましょう。

れます。 蓮宗寺院は全国六五か国に分布しています。 全体の第一位は上総国で、 四五二か寺あります。 先述のようにやはり関東地方に日蓮 さらに現在の千葉県である上総・下総 [宗の拠点があったことが読 (一部は茨城県) み取

第3表 日蓮宗寺院の国別分布表

番号	国名	末寺数	塔頭数	計	番号	国名	末寺数	塔頭数	計
1	松前	6	2	8	35	攝津	72	19	91
2	陸奥	43	8	51	36	紀伊	12	9	21
3	出羽	31	4	35	37	丹後	31		31
4	常陸	24	18	42	38	丹波	22		22
5	上野	15		15	39	但馬	15		15
6	下野	21	4	25	40	播磨	31	2	33
7	安房	39	15	54	41	因幡	7		7
8	上総	622	42	664	42	伯耆	10		10
9	下総	309	96	405	43	隠岐	1		1
10	武蔵	420	164	584	44	出雲	12		12
11	相模	166	27	193	45	石見	13		13
12	甲斐	211	186	397	46	美作	24		24
13	信濃	31	8	39	47	備前	43	2	45
14	越後	103	24	127	48	備中	83	3	86
15	佐渡	35	12	47	49	備後	38		38
16	越中	25	4	29	50	安芸	17		17
17	能登	25	10	35	51	周防	10		10
18	加賀	48		48	52	長門	7		7
19	越前	79	5	84	53	阿波	9		9
20	若狭	19	16	35	54	讃岐	8		8
21	伊豆	75	35	110	55	伊予	26		26
22	駿河	113	71	184	56	土佐	17		17
23	遠江	28	13	41	57	豊前	12		12
24	三河	18	3	21	58	豊後	21		21
25	尾張	70	5	75	59	筑前	16		16
26	美濃	33	1	34	60	筑後	12		12
27	伊勢	11	6	17	61	肥前	119	8	127
28	志摩	1		1	62	対馬	1		1
29	伊賀	4		4	63	壱岐	1		1
30	近江	35	3	38	64	肥後	43	13	56
31	山城	165	227	392	65	日向	3		3
32	大和	27		27	66	大隅	55		55
33	河内	7		7	67	薩摩	1		1
34	和泉	33		33	合計		3684	1065	4749

参考文献「寺院本末帳」第109~118巻 水戸彰考館文庫所蔵

ます。 前 七か寺で、日蓮上人活躍の場であった鎌倉を含んでいます。 安房の三か国でみますと、五九八か寺を数え、 ことがわかります。 国九五か寺、 以下順番に挙げますと、第五位は下総国一三五か寺、 第八位は越後国と山城国の八○か寺、です。 第二位は甲斐国二三八か寺です。ここは身延山久遠寺のお膝元です。 全国の合計の約二五%を占め、 第十位は駿河国の七七か寺です。 第六位は大坂を含む攝津国一〇三か寺です。第七位は越 第四位は武蔵国一七二か寺です。 日蓮宗の寺の四分の一 第三位は相模国です。 ここは江戸を含んで が 集中してい 一 七 . る

٤ がりますが天明年間の寺院本末帳について検討します。 都市を抱えた地域などが上げられます。これに対していわゆる農村部への教線の展開は上総国や甲斐国を別とする 以上ベストテンを見てきましたが、 他の地域は寛永十年段階では一向宗・曹洞宗・臨済宗妙心寺派に遅れをとったといえます。 日蓮宗末寺分布の特色は、 、まず一つは日蓮上人が活躍した地域、 次に、 少し時代は下 二つ目には大

原本は残っておらず写本です。この史料を利用して表を作成してみました。第三表がそれです。 院本末帳の提出を命じています。これに対して日蓮宗寺院から提出されたのがこの寺院本末帳です。 明六年~七年(一七八六~七)で各宗派の寺院本末帳が残っています。 天明年間日蓮宗の寺院本末帳 史料は水戸彰考館文庫が大量に所蔵している「寺院本末帳」です。 幕府はこの時期仏教各宗派の本山に対して寺 作成の時期 なおこの史料の がは天

役割を担っており、 院数の多い順に検討してみます。 なおまた有力寺院や大寺が所在しない場合は塔頭も存在しない 日蓮宗寺院は表示の如く全国六七か国に存在しています。 は有力寺院の境内にある寺中の寺院をさします。 小末寺よりははるかに力を持っている場合が多かったので、 表でみますと末寺数とあるのは日蓮宗の末寺を示したものです。 地域によりかなり寺院数の偏りがありますが、 これ等の塔頭は有力寺院を政治的 地域があります。 ここでは末寺同様に表示しました。 経済的に これに対して塔頭 に運営する まずは寺

そこで一応全国の末寺を北から南に配列し、 末寺数と塔頭数を表示し、 各国単位でこの両者を合計して寺院数をだ

(1706~ .1	787年現在	١
(1/00)~~	1014-15-11	

第4表	<b>长</b> 日連宗寺	院の地域分布	(1786~1787年現在)
地	域 名	末寺数	%
北海流	道・東北	94	2.0
関	東	1982	41.7
甲・作	信・北陸	841	17.7
東	海	487	10.2
近	畿	640	13.5
中	玉	340	7.2
四	国	60	1.3
九	州	305	6.4
合	計	4749	100.0

してみました。さて寺院数のベストテンは次の通りです。

光寺・妙覚寺・正法寺・鷲山寺などです。この地域の寺数はきわめて多いのが 第一位は前回同様上総国で、六六四か寺あります。この地域で有力な寺は妙

特色です。「七里法華」と言われるだけのことはあります。

宗寺院が存在していました。また政治的な意味で言えば日蓮宗各派の本山 頭寺院が数多く江戸にあったのもその宗勢を伸ばす要因でした。特に池上本門 の葬祭に早くから手をつけたことです。その意味で城下町江戸には多くの日蓮 第二位は武蔵国です。先述のように日蓮宗寺院が展開する特色は都市の 民衆 . の 触

寺をかかえていましたので、その末寺が一大勢力でした。

や真間の弘法寺や平賀の本土寺などがあります。 第三位は下総国です。ここは日蓮宗の有力本山があり、 とくに中山法華経寺

第四位は甲斐国です。身延山久遠寺のお膝元でもあり、 日蓮宗寺院が非常に

多いところです。

第五位は山城国です。

力寺院が多い所です。 第六位は相模国です。 鎌倉に日蓮宗の寺が多く、その末寺が幅広く展開して 京都はいわゆる十六本山といわれたように日蓮宗の有

これ等の地域はいずれも大寺があり、 います。 第七位は駿河国で、 第八位は越後国と肥前国、 その末寺がその数を引き上げています。 第十位は伊豆国となります。

す。この約一五〇年の間に日蓮宗の寺院が約二倍に増加していることが分かります。 字です。先述の寛永十年(一六三三)の数字が総数で二四一〇か寺であったのに対して、天明年間は四七四九か寺で はなく、諸宗派においてもいえます。 第四表は全国を八つの地域に区分してその比較をしてみました。天明六~七年(一七八六~七) 勿論これは日蓮宗だけのことで の寺院本末帳

す。 た。 どです。これ等の堂宇を寺に昇格させ、そこへ僧侶に定住してもらい、寺請証文を書いてもらうことを人々はのぞみ なりました。これが寺請制度の始まりの時期の寺の実態です。 ました。一方で各宗派は教線の拡大をはかるため自宗の僧侶を昇格可能な堂宇に派遣し、堂宇を寺に昇格させる動き 堂宇がありました。堂宇の名前も様々で、持仏堂・阿弥陀堂・法華堂・釈迦堂・観音堂・大日堂・不動堂・地蔵堂な ても約七割の寺院がそれぞれ寺請制度成立後即ち一六四○年以後に成立しています。次に明治政府がおこなった神仏 ました。簡単に言えば、この日蓮宗寺院本末帳を見る限り、そのほぼ半数は寺請制度施行後に成立した寺院と言えま を見せています。このように近世における寺請寺院は民衆の要望と寺院側の思惑が一致し、続々と創設されることに (つまりキリシタンではないとの住職が書く身分保証)が必要であったからです。この時期全国の町や村には多くの 寛永十五年(一六三八)二月、島原の乱が終結すると、幕府は半年後に全国の寺院に対して寺請証文の案文を渡 そこで民衆は寺請証文を作成してくれる寺の創設を積極的にはかるようになりました。 それにそって各寺院がその周辺の民衆の寺請証文を作成し、幕府に提出しています。これが寺請制度の始まりで 勿論他宗派においても同様の条件でした。割合史料が揃っている一向宗の場合は約八割の寺院が、 しかし全国に村数約六万五千か村あったと言われるこの時期にこれ等の村々に対応出来る寺数はありませんでし やや間をおいて強固な檀家制度に発展することになり 勿論自分たちの身分保証

明治政府が江戸時代の仏教中心の思想から神道中心の思想に転換したのは明治元年(一八六八)

分離令につい

て検討します。

神社の祭神も本地垂迹の名のもとにほとんどの場合神体は仏像でした。 れぞれの神社の司祭権は別当・社僧といわれた僧侶が握っているのが一般的でした。 岡八幡を、奈良の興福寺には春日明神を、 れていました。幾つか例を挙げてみますと、日光の輪王寺には東照宮と二荒山神社を、 までは神仏習合が普通でした。 とです。三月十三日神祇官を復興し、「王政復古は神武創業の始めに基づき、 三月十七日には 「諸国大小の神社において僧形で別当・社僧と称する者は復飾させる」としています。 神社はほとんどと言ってよいほど寺院の境内に守護神としてか、 山城の神応寺には石清水八幡宮、 近江の延暦寺には日吉神社などです。 祭政一致を復活」するとしています。 地方の有力神社も同様でした。 鎌倉の真言宗八幡宮寺には鶴 地主神として勧 実は江戸時代

す。 制度をめざすことになりました。そのため明治政府は明治元年(一八六八)矢継ぎ早に神仏分離の法令をだしていま 明治政府はこのような現状にかんがみとりあえずは神と仏を分離して、ついで仏教を排斥し神道を中心とする宗教 三月二十八日には太政官は次のようなことを布達しています。

、神社名の権現・牛頭天王などの仏教語を神号に変えること

一、仏像を神体としているものは取り除き、神体は幣か鏡に取り替えること

近くの寺で保存されている例もあります。 れました。第三の金属製品はいずれも寺から取り除き、 日吉大権現を日吉神社などとしています。第二の神体は、 していましたが、 神社にある鰐口・梵鐘・懸け仏などは取り除くことなどです。第一は、たとえば徳川家康の墓所は東照大権現と この時から東照宮と称しています。 そのほかでは熊野大権現を熊野神社、 焼却されています。 全国の神社で幣や鏡に改められ多くの仏像が破却・焼却さ しかし時代の古いものについては地 金毘羅大権現が琴平宮

うに命じています。 日には全国に数多く散在していた八幡社の神名を、 その理由としては、 大菩薩は仏より低い位階であるということでした。 これまでの八幡 大菩薩から八幡大神や八幡宮に変えるよ つまり神を仏の風下に置

てはいけないということでした。 全国ではこの時期から神名が八幡大神あるいは八幡宮に変更されています。

す。 た。 宮にそれぞれ祭られました。また一方反徳川家康の武将豊臣秀吉が明治元年閏四月に豊国神社に、 が加藤神社に祭られています。 また尊王思想を持ち天皇を擁護しながら非業の死をとげた人たちの神格化の政策が取られたのもこの年からでし 明 治元年 四月には南朝の忠臣楠正成が湊川神社に、七月には菊池武時が菊池神社に、 つまりこの時期にはきわめて政治性のつよい神社が建てられていることがわかりま 同二年には護良親王 同七月に 加藤

に家族に至るまで神葬祭にしてよろしいと布達しています。 称するように命じています。また同月これまで神職の葬式は寺院において仏式で行っていましたが、この時神主並び 明治 元年閏 .四月神官の身分についての布達が出されていますが、 別当・社僧を還俗させ、 あらためて神主・ 社 人と

な葬式の方法として、 わかります。しかし神社の経営はこのままでは不可能でした。そこで神社の経営を安定させるため民衆に新しい簡素 ともあれこれまで寺院の付属物であった神社の独立をはかり、 仏葬祭から神葬祭に転換することを奨励しました。 神社の神官を僧侶から神職に交代させていたことが

度にかわって神社を軸とした氏子制度が確立することになりました。 子組織を作らせています。この段階で初めて村の鎮守の経営基盤が確立されることになり、江戸時代の寺院の檀 つくらせています。 明治三年(一八七〇)には寺院の檀家制度に匹敵するものとして、全国各地の神社に氏子帳を作成させ氏子組 明治五年(一七八二)の壬申戸籍では家ごとに氏寺と氏神 (産土神) を記入させ、 村単位で 織を

つぎに日蓮宗への太政官布達をみてみたいと思います。

場合布達の宛先の有力寺院とはまず京都の十六本寺である頂妙寺・立本寺・本隆寺・妙蓮寺・本法寺・妙顕寺 日蓮宗への太政官布達 明治元年 (一八六八) 十月十八日、 太政官は有力寺院に対して布達をだしています。 妙覚

寺・本満寺・本禅寺・妙傳寺・寂光寺・妙泉寺・要法寺・妙満寺・本能寺・本圀寺です。

寺、 本興寺、 寺・立正寺、 日本寺・法華経寺、 地方の有力寺院の宛先は陸奥妙法寺、 越後妙法寺・本成寺、 安芸国前寺、 伊豆妙法華寺・仏現寺、 安房誕生寺・鏡忍寺、武蔵本門寺・妙顕寺、 肥前勝光寺等です。 佐渡妙宣寺・根本寺、 駿河久遠寺・大石寺・妙蓮寺・本門寺・光長寺・実相寺・蓮永寺、 常陸久昌寺、 能登妙成寺、 上総妙覚寺・妙光寺・正法寺・鷲山寺、下総弘法寺・本土寺・ 山城満願寺、 相模龍口寺・妙本寺、 和泉妙国寺、 甲斐久遠寺・妙法寺・ 紀伊報恩寺・養珠寺、 遠江玄妙 本遠

太政官の布達内容はつぎの通りです。

ざる次第につき、 来三十番神と称し、 王政復古更に維新をはじめるおりから、 八幡大神などの御神号を書き加え、 向後禁止仰せいだされ候間、全て神祇の称号決して相混じり申さざるよう、きっと相心得、 皇祖太神をはじめ奉り、その他の神祇を配祠し、かつ曼荼羅と唱え候うちに、天照皇太神 あまつさえ死体に相着せ候経帷子などにも、神号を相認候こと、実にいわれ 神仏混淆の儀、 御廃止仰せい出され候のところ、 その宗においては、 宗 従

派末々まで洩れざるよう相達すべき旨御沙汰のこと、

としています。 などの神号を書き、 神像などは焼却するよう命じています。 施するようにと、 の他の神を配していることはまかりならぬとして禁止を命じています。 神祇官は第一に神仏混淆を廃止すること、 先述の有力寺院を通じて全国の末寺に命じています。 経帷子などにし、それを遺体に懸けることは禁止する、としています。 第二に日蓮宗では三十番神信仰として伊勢神宮をはじめそ このほかでは日蓮宗寺院が古来所持してい 第三に曼荼羅本尊の中に天照大神・八幡大神 以上のことを速やか に実

ことは出来ず、 しながら明治政府のこのような布達に対して、 各地の末寺で混乱があったことは指摘せねばなりません。 日蓮宗寺院がこれまでの江戸時代以来の信仰を簡単に捨て去る

明 治 政府はさらに追い討ちをかけるように神仏分離 廃仏毀釈の実態を調査するため寺院明細帳 の提出を命じまし

た。

たもの、 命じています。この帳面を寺院明細帳と通称しています。 寺院明細帳の提出 もう一つは各宗本山・触頭に宗派単位での提出を命じたものです。 明治三年 (一八七〇) 七月二十八日 形式は二つあります。 「太政官布告」 において「本末寺号其他 一つは各府藩県単位での提出を命じ 明細 0 提 治と

三一七冊あり『社寺取調類纂』 数・朱印地の有無・持高 治政府に提出されたのは明治三~四年でした。現存するものの多くは国立国会図書館に保存されています。 内容はいずれも同様です。内容について示しますと、寺名・現住所・住職名・宗派・本山・境内坪数・滅罪檀 (山林・屋敷地・田畑) ・境内の堂宇名・塔頭名・末寺名などです。 に所収されています。この史料は全国ほとんどの地域を網羅しています。 以上の寺院明 総冊 細帳 数は が 明

ない寺)をかならず記入させています。そしてこれ等の寺は明治五年以降改めて廃寺として整理されることになりま 展開していくための予備調査でもありました。特にこの寺院明細帳では無住 寺院明細帳は神仏分離政策がどの程度貫徹したかを追跡調査するのが目的でした。また一方では神道国教化政策を (住職の居ない寺) と無檀 (滅罪檀家が

明治五年十月二十九日、明治政府はつぎの如く布達しています。

諸宗寺院の内、無檀にして無住のむきなど、多くは

他寺より兼職し、 寺号のみ存し候むきこれあるべき趣に相聞こえ、 名実に違不都合のすじにつき、 あるいは地方村持ちと相成り、 総本寺・本山を除くのほか、 将来営繕相続などの目途これなきは勿論、 百度維新の今日に当たり、 右などは全て廃絶仰せいだされたく、 前よりのまま差し置 すでに堂宇廃頽 一かれ候 7

٤

諸宗寺院の内で、

無住・無檀の寺院については、

多くは他寺が兼帯したり、

村持ちで管理したりしているが、こ

いる寺もあると聞くが、 れ等の寺は将来にわたって修理・修復して相続させる目途がたたないこと、 無檀寺院以外はすべて廃寺とすべきである、としています。 明治維新のときにあたり、そのまま捨て置いては名目がたたないので、本山境内に存在する また堂宇がすでに廃れ、寺号だけ残って

無住・

と命じています。

が、 しからば無檀・有住の寺院 これについても明治政府は三月四日布達を出し、「無檀・無住寺院」と同様の扱いにする、とし、これまた廃寺 (檀家はないが僧侶がすんでいる寺) の扱いはどうなのか、という問題がのこります

寺へ併合する寺のことです。つぎにこの五つのケースのうち「廃寺は無檀・無住」の例をあげてみます。 寺は無檀・有住」「合寺は有檀・無住」の五つのケースです。合寺とあるのは二つの寺のうち一つを廃寺とし、 ます。幾つかのケースについて記していますが、「廃寺は無檀・無住」「廃寺は無檀・有住」「合寺は無檀・無住」「合 ところで廃寺とした寺の事後処理はどうなったかについてつぎに検討します。 以上のように寺院明細帳提出以後の明治五年から小寺院は次々に廃寺とされ全国では数多くの寺が潰されました。 明治政府は実に細かい指示を出してい 他の

せること、また寺院・僧侶の資金で建てたものは官に没収する。 ①領主の保護でつくられた堂宇の建物は官に没収すること、 檀家 (祈祷檀家) が建てた物はこの扱いは檀家にまか

する。 ②境内地の場合、 農民の名請地で年貢を払っていたものは名請人に渡すこと、 寺院か僧侶の名請地ならば官に没収

③朱印・黒印 除地 の田 畑・ 山林の場合は、 寺院か僧侶の名請地ならば官に没収する。

いと思うならば、 ④農民が寺院に田畑を寄付した土地の場合、 官が相当の代価で払い下げる。 寺付きの地面であるので官へ没収、但し寄付人の子孫が再び所有した なおまた仏像・什器は本寺・法類寺のうち、 もよりの寺院に渡すべ

用 建てた堂宇のみはその檀家の意思を認めていますが、 の四つのケースについても同様です。 います。以上は五つのケースの一つの例に過ぎませんが、ここで強調しているように廃寺・合寺とした後の土地 などとしています。ここで強調されているのはこれまで領主から寺院 とし、また土地を買得し寺院や僧侶名義でもっていたものはこれまた官が取り上げることとし、 山林・境内地・ 付属田畑のいずれも官有地として明治政府が没収しょうとしている姿勢が明らかです。これ 檀家が寄進した土地については相当の代価で払い下げるとして ・僧侶がもらっていたものは当然官が没収す わずかに檀家が は他

することが可能となりました。 の城下町にあった寺町を官有地にとりあげたことはその後県庁や郡役所などの公的機関・学校などの敷地として活用 明治政府は全国各地の都市や農村で莫大な土地をこの時官有地として没収することに成功しました。 とりわけ全国

とにより滅罪檀家 ます。この政策により明治政府の官有地は急増し、経済的効果はきわめて高く評価されることになりました。このこ の中核とする寺院のみが生き残れることになりました。 明治政府の神仏分離・廃仏毀釈政策は第一段階が明治元年~二年とすると、第二段階は明治五年からだったといえ (葬式檀家)を持たなかった全国の多くの寺院は壊滅的打撃を受けることになり、 葬式檀家を経営

つぎに明治政府の中核となった薩摩藩の寺院整理の実態を検討してみます。

薩摩藩の神仏分離政策 つぎの第五表は江戸時代の薩摩・大隅・日向地方における仏教諸宗派の分布の様子を寺院

本末帳から表示してみました。

隅国全郡と日向国 2国の郡以下の記載がないものが多いからです。それゆえ薩摩藩領の総寺院数は実質では一三五七か寺よりもかなり 第五表の出典は表の下に示した通りです。一つだけお断りしておかなければならないのは、 [諸縣郡 郡のみですが、ここに記したのは日向国全体の寺院数です。 何故ならば寺院本末 薩摩藩領は薩摩国 · 大

第5表 江戸時代諸宗本末帳に見る薩摩・大隅・日向の寺院

国名	天台宗	古義真 言宗	新義真 言宗	浄土宗	日蓮宗	時宗	臨済宗	曹洞宗	合計
薩摩	11	0	162	8	5	42	46	258	532
大隅	8	0	81	5	55	10	2	134	295
目向	14	41	67	0	3	42	139	224	530
合計	33	41	310	13	63	94	187	616	1357

天台宗は 天明6年(1786)「天台宗寺院名前帳」(水戸市彰考館文庫)

寬政3年(1791)「古義真言宗本末帳」(水戸市彰考館文庫) 古義真言宗は

寬政7年(1795)「新義真言宗本末帳」(水戸市彰考館文庫) 新義真言宗は

元禄10年(1697)「浄土宗寺院由緒書」(東京都港区増上寺)

天明8年(1788)「時宗遊行派本末帳」(水戸市彰考館文庫)

日蓮宗は 天明6年(1786)「日蓮宗寺院本末帳」(水戸彰考館文庫)

臨済宗は 天明8年(1786)「臨済宗本末帳」(水戸市彰考館文庫)

曹洞宗は 延享4年(1747)「曹洞宗寺院本末帳」(横浜市鶴見区總持寺)

明治維新神仏分離史料第十巻には天台宗・真言宗・浄土宗・時宗・臨済宗・曹洞 宗・黄檗宗・法華宗とあり

減

少するも

のと

思

61

.ます。

院本末帳

が各宗

派

同

時

代

なっていることも指

摘しておきたい

4)

、ます。

ともあ

のがそろえば

のですが、

宗派によって作成年代

が

鹿児島藩領寺院総数は 1066 か寺とある (慶応元年現在)。

薩

藩

領

0

諸宗派

0

現状はおおよそこのようなものでした。

日蓮

つい

٤ した。 この三か国 位 福 が によると思わ 福 五 力を伸ば 三か国 福昌· 薩 は の宗勢をみますと、 昌 % な占め 古義 摩 位 寺 薩 寺が鎌倉時代以来薩摩藩主島 第 が 寺の末寺で、 は臨済宗、 玉 摩 して 位 真 は 61 でみるかぎり、 国 てい 僅 か は が五 に島津氏と強い 77 れます。 最も 曹 います。 江 洞宗で、 第四 たか 以下天台宗 か 戸 必 時代中 寺( な 大隅国 が 特に曹洞宗寺院数のうち、三七一か寺 位 洞宗末寺の約六○%を占めています。 4 わ うは 寺院数が最も多い は 0) 時 期 向 か が 宗、 この に集 ります。 繋がりを持ち、 の諸宗 国 六か寺あ 大 は三 浄 隅 土宗 第 地 中 一津氏の菩提寺であったこと 国で か と思 Ŧi. 域 派 第二位 寺に過ぎません。 てい 位 の中本寺である鹿 0 0 ŋ す。 順 分布を再現してみま は のは です。 日蓮宗です。 全体 寺 その政治力で勢 は 院 H 新義真言宗、 それに 数で 0 江 向 約 国 戸 3 膊 四

62 —

1児島

ます

つ

兀

薩摩藩では江戸時代の末期慶応元年(一八六五) 島津久光が領内の寺院を調査した史料が残っています。

成したのが第六表です。

久光は寺社奉行などを使って領内の寺院調査をしています。これ表示したものが第六表です。 したのは慶応元年のことでした。 薩摩藩は既に明 徳川 斉昭が行った水戸藩の廃仏毀釈政策を模範とし、 治維新の前から廃仏政策に着手していました。 島津久光は後期水戸学の思想的影響をうけ、 薩摩藩でも実施しょうと計画をしていました。この時 藩主島津忠義の父である島津久光が積極的 特に天保一三~一五年 (一八四二~ な提言を

ので、 管理 す。 は薩摩藩の領域だけの書き上げであることがわかります。鹿児島城下にかなり寺が集中している様子がうかがえま て破却・焼却すべし、 薩摩藩領内の寺院総数は一○六六か寺です。第五表とは異なりここでは日向国諸縣郡と記していますので、ここで 次に堂宇数ですが、全体で四二八六堂宇です。堂宇の管理者は三つのタイプがあります。 仏像数もほぼ同数と考えられます。寺院と堂宇を合計しますと五三五二か所になります。 ③個人持ちなど、です。堂宇の数は寺の約四倍の数字です。この堂宇にもかならず仏像が安置されていました としています。 つまり仏像もこの時破却されることになります。 ①寺院の管理、 島津久光はこれを全 ② 村 の

内寺院・堂宇の金属製品の代価は約一〇万両と見積もっています。 また寺院や堂宇にあった梵鐘・仏像・仏具などの金属製品はいずれも武器の材料にする、としています。そして領

に対する出費を合計すると約二〇万石になり、 の優遇措置を含めれば、 年貢率三割と見積もって約二二万石です。 方で寺院が存在することによる無駄な出費は、 約一○万石の出費に匹敵するとしています。 薩摩藩 先述の寺院の金属製品の代価一〇万両 寺院伽藍・堂宇の修復費並びに朱印地・除地 の一年分の収入に相当する、 薩摩藩の年間収 としています。 入は総石高が七三万石ですの (米約一〇万石)、それに寺院 ・寺領・境内地など 島津久光はまず廃

仏毀釈に着手して藩財政を立て直そうとしました。

第6表 薩摩藩の寺院・堂宇数

(1865年現在)

(寺数)	地域	寺院数
	鹿児島城下	118
	薩摩国全郡	390
	大隅国全郡	318
	日向国諸縣郡	240
	小 計	1066
(堂宇)	地域	寺院数
	鹿児島城下	154
	薩摩国全郡・大隅国全郡・日向国諸縣郡	4132
	小 計	4286

参考文献『新編 明治維新神仏分離史料』第10巻 (名著出版)

第7表 鹿児島県の現在の宗勢(1991年現在)『市町村区分全国寺院大鑑』

	宗 派 名	寺院数		宗 派 名	寺院数
1	天台宗	1	13	光明念仏語聖宗	2
2	真言宗御室派	1	14	臨済宗相国寺派	29
3	高野山真言宗	15	15	曹洞宗	14
4	中山身語正宗	8	16	日蓮宗	2
5	浄土宗	15	17	法華宗 (本門流)	23
6	時宗	1	18	本門仏立宗	1
7	浄土真宗本願寺派	164	19	日蓮正宗	7
8	〃 大谷派	65	20	本門法華宗	6
9	〃 興正派	24	21	三宝教団	2
10	〃 木辺派	16	22	単立	31
11	ル 高田派	4		合計	432
12	〃 仏光寺派	1			

に転職させること、 ~四○歳で健康な者は兵隊にすること、 また僧侶の処分についても彼は言及しています。 僧侶の身の振り方については、 第四に老僧は養育料を与えて生活を保証すること、などを提言しています。 第二に学識ある者は教員(寺子屋)にすること、第三には農民・職人・ 全員を四分野に均等に分け、一分野六八六名ずつとしました。 僧侶は全員で二七四四名いましたが、 全て還俗させるべき、 第一に

明治 元年三月には藩主島津忠義夫人照子の葬儀はこれまでの島津氏歴代の菩提寺曹洞宗福昌寺では執り行わず、 神

葬祭に変更しています。

に役立てるべし」と布達しています。

同月には薩摩藩 は 「僧侶は遊民なり、 宜しく還俗して本貫に復すべし、梵鐘・仏具は改鋳して大砲をつくり、 海防

とする旨通達しています。 明治元年四月、 明治政府が神仏分離令を布達すると、 領内至る所でこの時から寺院・堂宇や仏像の破却・焼却が行われました。 薩摩藩は先述の島津久光の提言どおり領内の全ての寺を廃寺

ように命じています。 明治元年六月にはこれまで仏教寺院でおこなっていた盂蘭盆会を禁止し、村の鎮守社(産土社)で祖先祭りを行う

侶 の還俗を命じています。 明治元年十一月には再度領内の全寺院(一○六六か寺)、全堂宇(四二八六堂)の廃止を命じ、また一方では全僧

城下の大寺では新義真言宗大乗院 地はもとより広範囲に末寺一四五四か寺を持ち、寺領も一三五〇石ありましたが、これも廃寺としました。 る寺院は全て神社に変更されました。境内にあった墓域の五輪塔は破壊され、 一か寺とも廃寺となり、 特に大寺も例外なく廃寺にする、と強調しています。たとえば藩主の菩提寺である城下の曹洞宗福昌寺は、 島津氏の縁ある寺も例外なく潰されています。 (末寺二四九か寺・寺領千石)、時宗浄光明寺 (末寺九四か寺・寺領五百石)、 同年十二月には歴代藩主やその家族の墓があ 墓碑には全て神名が付与されました。 九州各 この 他 0

さらに墓碑の前 には石鳥居が新たに建てられました。

す。 た。 碑の前に鳥居を建て、 碑まで破却するということはありませんでした。 肥前藩などの明治政府の中核をなした藩でも廃仏毀釈政策は行われましたが、 た廃仏毀釈政策で整理することはありませんでした。 薩摩藩のような大藩で寺院をこのように一掃したのは全国でも唯一といえます。なお藩主の菩提寺を破却し、 薩摩藩 治三年までに薩摩藩では廃仏毀釈の嵐が吹き荒れ、 は明 治政府の中核であるという意識のためかとりわけ寺院への弾圧政策は激烈でした。 神葬祭に変えた藩としては隣接の肥後藩細川氏の場合も同様でしたが、 それぞれの城下にあった藩主の菩提寺や有力寺院も現 領内から全ての寺院がなくなり、 藩主の菩提寺まで破却し、五輪塔の 僧侶も全員追放されまし 領内の寺院を思い切っ 長州藩 存して 墓 ま

して警告を出しています。 からも出され、 ることは出来ませんでした。このため廃仏毀釈の嵐がおさまると、薩摩藩 薩摩藩では寺院を破却し僧侶を追放しましたが、 明治政府に批判書が提出されています。このような動きに対して政府も捨てておけず、 民衆の仏教的行事や墓参などに至る信仰に立ち入ってまで変更す (鹿児島県) にたいする批判が各宗派本山 鹿児島県に対

縁 願寺 伯旭 た。 明治九年(一八七六年)九月、鹿児島県参事田畑常秋は寺院の復活を認め「人民各自の信仰にまかせる」 このため同年九月~十一月にかけて各宗派の開教使が続々と鹿児島に入りました。天台宗伊集院俊徳、 白川慈弁・渥美契誠、 雅 (西 浄土宗千葉観州、 大洲鉄然・ · 小田 興正寺派攝信法主・連枝信暁・真田黙雷・佐々木諦聴、 臨済宗妙心寺派柏州・三関天恵、 仏乗·暉峻普瑞 滝川賢流、 大谷派本願寺 同宗相国派荻野独園、 (東) 光瑩法主・渥美契識 時宗島田恵徹などです。 曹洞宗滝団泥 細川 島田魏堂、 千巖 本派本

侶を送り込み、 特に積 極的であっ 教団ぐるみで布教運動を展開しました。 たのは 江戸時代島津藩が禁止してい 勿論これ以外の宗派も寺院の復活につとめ、 た浄土真宗各派でした。 法主をはじめとして有力な論 寺の復興をは この僧

りました。ところが翌明治十年西南戦争が始まり、 その後各宗の寺院が再建されるようになるのは明治二十年代のことです。 鹿児島は戦場と化し。 開教使の活動も一時頓挫することになりま

現在の鹿児島の宗勢第七表は現在の鹿児島の各宗派の分布表です。

対して浄土真宗は江戸時代には零であったものが。各派合わせると二七四か寺とまさに一人勝ちの感があります。 激減していることがわかりますし、各宗派の宗勢はがらりと変わっています。江戸時代最も勢力が強かった曹洞 在の寺院総数の約六三・四%を占めています。このほかで目につくのは臨済宗相国寺派二九か寺、 みで約一%、 四か寺しか存在せず、約二%の復活にしか過ぎません。 慶応元年(一八六五)のときと比べると今回は日向国諸縣郡が抜けていますが、全体として見れば寺数が約四 約四・六%、 日蓮宗は六三か寺あったものが二か寺、約三・二%と、軒並み激減していることがわかります。 臨済宗は一八七か寺あったものが二九か寺で約一五・五%、 同様のことは真言宗も三五一か寺あったものが一六か寺 時宗は九四か寺あったものが一 法華宗 (本門流) か 寺

宗を禁制し、その後隠れ念仏として生き残った門徒達も徹底的に弾圧を受けました。 これは各宗派が北海道のように積極的な布教を展開しなかったものによると思われます。 道とほぼ同じ条件でしたがそれに比べて見ますと浄土真宗教団以外の諸宗派の伸びは極めて少なかったといえます。 薩摩藩の政策を逆手にとり「念仏信仰不毛の地に念仏を」というスローガンを掲げ、 として諸宗派から独立した寺の数を加えたとしてもたいした数字にはなりません。 ての支援が功を奏したといえます。これに対して他の仏教諸宗派はかなり後れを取ったことが伺えます。その後単立 以上の事からやはり教団ぐるみで支援した浄土真宗の躍進が注目できます。 浄土真宗は江戸時代には薩摩藩 寺院零からスタ 法主が直接乗り込み、 明治以後浄土真宗はこれまでの 一向

以下箇条書きにしてみますと、

一三か寺あたりです。

が集中しています。 六)には四六九一か寺と、 第一に江戸時代の日蓮宗寺院の展開は、 約二倍に増加しています。 寛永十年(一六六三)は二四一○か寺であったものが、 地域的にみますといずれの時期も関東地方に四割をこえる寺院 天明六年 (一七八

第二に明治政府は江戸幕府の仏教保護政策から転じて、 且つ神道国教化を進めていることがわかります。 神道保護政策に軸足を移し、 徹底的な廃仏毀釈政策を推進

第三に明治政府の太政官は日蓮宗に対して神仏分離を名目にして曼荼羅本尊に神名を入れること、三十番神を祭る などを禁止していますが、長く続いてきた日蓮宗の信仰をかえることは出来ませんでした。

てたことが注目できます。 菩提を供養するもののみの存在を許していますが、特に祈祷的な信仰は非科学的であるとの理由で廃寺として切り捨 ました。 第四に明治政府の寺院整理政策は、 明治政府が標榜する神仏分離政策ではなく廃仏毀釈政策であったことが明らかです。寺院はわずかに先祖の 明治元年(一八六八)~二年と、明治五年(一八七二)以降の二段階で行われ

には寺院の復活を認めています。 追放しました。また一方で仏教行事も廃止しましたが、鹿児島のこのような政策は各宗本山の抵抗にあい、 第五に明治政府の中核であった薩摩藩は藩主の菩提寺はもとより、領内の寺院・堂宇を全て破却 ・焼却し、 明治九年 僧侶を

第六には、一度潰された寺を復活することは容易ではなく、 江戸時代一か寺も無かった浄土真宗が本山ぐるみの布教活動で総寺院数の六五%に及ぶ寺院を新たに建立した わずかの寺の復活に終わっています。 しかしこの機に

第七には、 明治政府は薩摩藩をモデルとして全国で廃仏毀釈政策を断行しました。 日本の近代宗教史の大きな問題

点です。

ことは注目すべきことです。